

議案第5号 参考資料1

用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率，建ぺい率及び各部分の高さの指定について

- ◇ 建築基準法第52条第1項第6号，第53条第1項第6号，第56条第1項第1号及び第1項第2号二の規定に基づき，都市計画審議会の議を経て，特定行政庁（新潟市）が定めるもの
- 都市計画の変更により，用途地域が無指定となる区域において，建築物の容積率，建ぺい率及び各部分の高さを指定するもの

表5

	地区名	区域	容積率	建ぺい率	道路斜線	隣地斜線
①	北区東港地区 (太郎代，横土居の各一部)	用途地域が 無指定となる区域	80%	30%	△1.5	△2.5
②	西蒲区山島地区 (漆山の一部)		200%	70%		



